

議員提出第3号議案

戦略的モビリティマネジメント特別委員会の設置について

安城市議会委員会条例（昭和42年安城市条例第47号）第5条の規定により、上記の特別委員会を次のとおり設置するものとする。

令和元年6月26日提出

安城市議会議員	近藤之雄
〃	野場慶徳
〃	大屋明仁
〃	松尾学樹
〃	辻山秀文
〃	白山松美
〃	鈴木浩
〃	宗文代

- 1 委員会の名称 戦略的モビリティマネジメント特別委員会
- 2 設置の理由 国が推し進めている「未来投資戦略2018」を見据え、本市におけるモビリティ・マネジメント施策について調査・研究する必要があるため。
- 3 設置の期間 令和元年6月26日から当該事件の調査が完了するまで
- 4 委員の定数 9人

－提案理由－

この案を提出したのは、国が推し進めている「未来投資戦略2018」を見据え、本市におけるモビリティ・マネジメント施策について調査・研究する必要があるため。

## 議員提出第4号議案

### 未来型施設整備研究特別委員会の設置について

安城市議会委員会条例（昭和42年安城市条例第47号）第5条の規定により、上記の特別委員会を次のとおり設置するものとする。

令和元年6月26日提出

安城市議会議員	近藤之雄
〃	野場慶徳
〃	大屋明仁
〃	松尾学樹
〃	辻山秀文
〃	白山松美
〃	鈴木浩
〃	宗文代

- 1 委員会の名称 未来型施設整備研究特別委員会
- 2 設置の理由 市民サービスの向上に向け、公共施設の新設、改修等の整備に際して、施設の多機能化、複合化及び民間活力を活用した公民連携による事業手法等について調査・研究する必要があるため。
- 3 設置の期間 令和元年6月26日から当該事件の調査が完了するまで
- 4 委員の定数 10人

#### －提案理由－

この案を提出したのは、市民サービスの向上に向け、公共施設の新設、改修等の整備に際して、施設の多機能化、複合化及び民間活力を活用した公民連携による事業手法等について調査・研究する必要があるため。